

令和7年11月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ディーオーディー（法人番号：4010001156002） 代表者 正木 克明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都文京区関口1-18-6 (鹿浜営業所) 東京都足立区鹿浜6-29-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月7日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年11月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社武蔵自動車（法人番号：1030001051534） 代表者 竹ノ内 昌道
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県春日部市小湊1156-10 (本社営業所) 埼玉県春日部市小湊1622
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月25日及び令和7年9月12日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(3)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年11月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社あやめ交通（法人番号：9050002028332） 代表者 松兼 寿直
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県潮来市大生1250-1 （本社営業所） 茨城県潮来市大生1250-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月9日及び令和7年9月16日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 44点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和7年11月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	本谷観光株式会社（法人番号：4050001014890） 代表者 本谷 英治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県猿島郡境町浦向282-3 (本社営業所) 茨城県猿島郡境町浦向282-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25項第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月5日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年11月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	栃木交通バス株式会社（法人番号：3060001015088） 代表者 富永 市郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県下野市下古山2984 (本社営業所) 栃木県下野市下古山2984
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年9月29日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)